

議案参考資料

[平成 30 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

建築指導課 建築指導係

議案名

議案第 9 号 桐生市桐生武井西工業団地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

桐生武井西工業団地地区地区計画の変更に伴い、法律を引用する条項について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

建築基準法等の改正に伴い、法律を引用する条文の文言整備を行います。

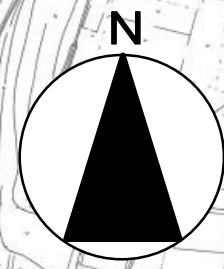
(施行期日：平成 30 年 4 月 1 日)

背景・経過

建築基準法において、市町村は地区計画等の区域内において建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で、当該地区計画等の内容として定められたものを、条例でこれらに関する制限として定めることができると規定されています。

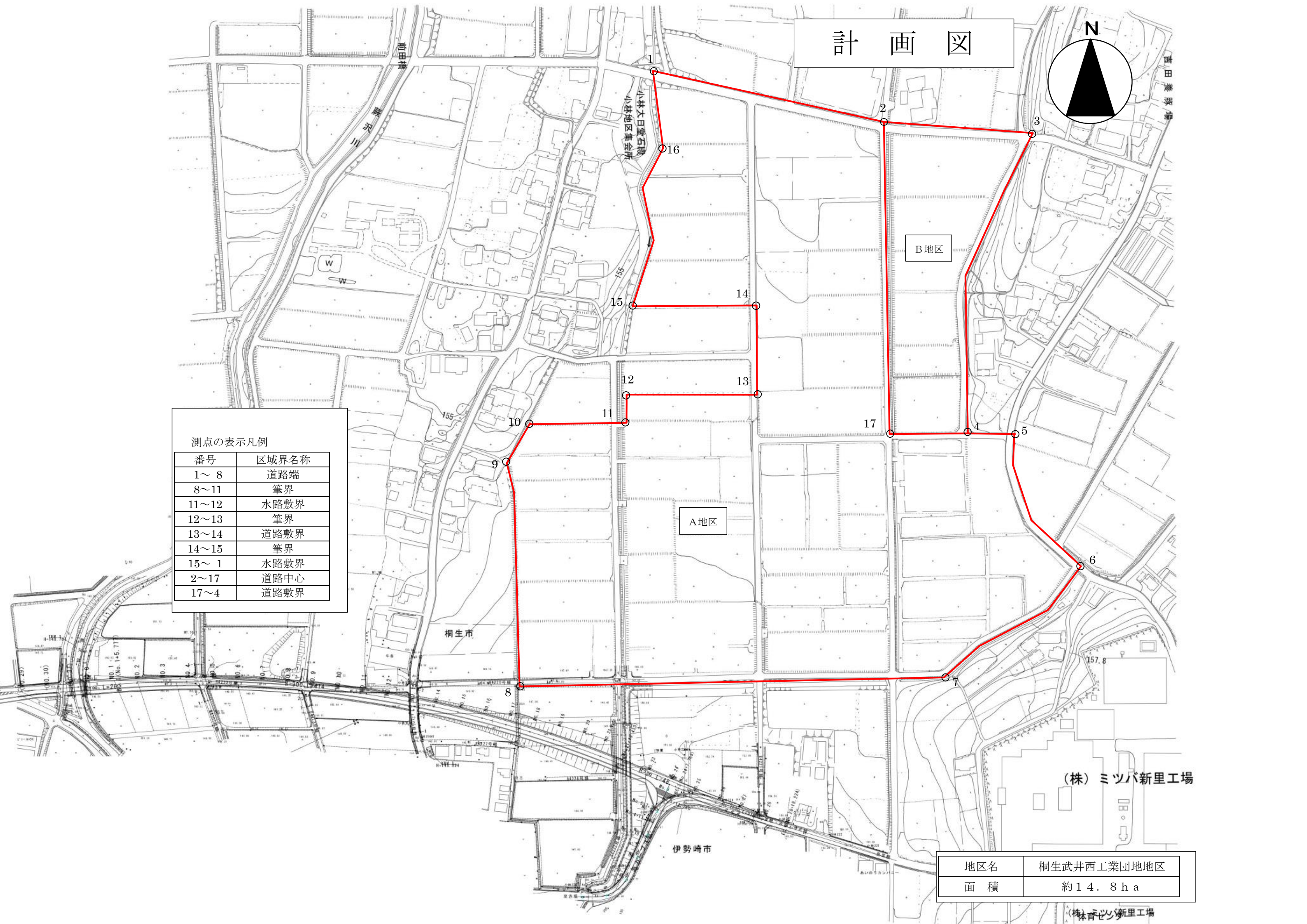
平成 30 年 4 月 1 日、桐生武井西工業団地地区地区計画が変更されるため、本条例の改正を行うものです。

計 画 図



測点の表示凡例

番号	区域界名称
1～ 8	道路端
8～11	筆界
11～12	水路敷界
12～13	筆界
13～14	道路敷界
14～15	筆界
15～ 1	水路敷界
2～17	道路中心
17～4	道路敷界



地区名	桐生武井西工業団地地区
面積	約14.8ha

(株) ミツバ新里工場

(株) ミツバ新里工場